

京都市告示第638号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年3月16日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
上賀茂経111号線	北区上賀茂壺町口町7番地地先内	旧	メートル 29.70	メートル 2.55 ~ 3.10
		新	29.70	2.98 ~ 4.90
西ノ京経9号線	中京区聚楽廻東町11番地の3地先から 同町14番地の14地先まで	旧	24.70	4.50 ~ 4.55
		新	24.70	4.55 ~ 6.00
鞆町通	東山区鞆町一丁目396番地の1地先内	旧	11.40	5.70
		新	11.40	6.00
下津林経207号線	西京区下津林中島町183番地の2地先から 同町183番地の4地先まで	旧	16.20	6.05
		新	16.20	6.03 ~ 6.36
大原野49号線	西京区大原野南春日町921番地6地先から 同町921番地の2地先まで	旧	20.50	3.60 ~ 3.70
		新	20.50	4.00 ~ 5.90

(建設局土木管理部道路明示課)